

和幸カントリー倶楽部 ICカード利用規約

第1条(目的)

●カード(以下「ICカード」という)については、本規約に則って取り扱うものとし、カードの所有者(以下「利用者」といい、利用者のうち第2条に定めるスクール会員用ICカードの利用者を以下「会員」といい、第2条に定めるビジター用ICカードの利用者を以下「ビジター」という)は、本規約に従ってICカードを利用するものとする。

第2条(種別)

●本倶楽部が発行するICカードの種別は次の通りとする。

①スクール会員用ICカード

②ビジター用ICカード

第3条(登録)

①スクール会員用ICカード・・・入会時にフロントにて所定の情報を登録してお渡します。

②ビジター用ICカード・・・登録の必要はありません。(お名前のみ記入してください)

第4条(カード発行)

①スクール会員用ICカードは入会時に無料で発行いたします。

②ビジター用ICカードは購入(300円)と同時に発行いたします。

③スクール会員用ICカードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、担保に供することができません。

④前項に違反してICカードが不正に利用された場合、そのために生じる一切の責務は利用者が負うものとします。

第5条(チャージ)

①ICカードを利用の際は、あらかじめ任意の利用ポイントをご購入いただき、ICカードへポイントをチャージすることでご利用可能となります。

②チャージはフロントでのみ対応させていただきます。

③一度チャージされたものは、いかなる場合でも未使用残高の返金、ポイント等の換金はいたしません。

第6条(カードの自己管理)

①利用者は、予めカード裏面の注意書きを確認のうえ、自己責任においてカードを管理するものとします。

②カードを紛失、または盗難にあった場合及びカードが破損した場合の利用者の損害について、本倶楽部は一切の責任を負いません。

③カードの取り扱いについて、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないよう、慎重に取り扱いください。

第7条（ICカードの失効）

①**ICカードの最終利用日を起算日として6か月が経過した場合、ICカードのチャージ残高は失効します。**

②利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知、催告を要せずしてカードのチャージ残高を失効させることができるものとします。

- (1) 会員カードの申告内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 暴力団等の反社会的勢力であると本倶楽部が客観的事実に基づき判断した場合
- (3) 前号に該当する者を同伴し、または紹介して本倶楽部を利用させた場合
- (4) 施設利用に関する諸規定に違反し、利用者として不適格であると判断した場合
- (5) カードの利用にあたり、不正な行為があった場合
- (6) 利用者が死亡した場合

第8条（カードの再発行）

●ICカードの盗難、紛失または破損等により、利用者が再発行を希望する場合、300円で新しいカードをお渡しします。但しその場合、

- (1) 会員用ICカードについては、以前のポイント残高が把握できない場合は移行することが出来ず、その場合の利用者の損害については、当倶楽部は一切の責任を負いません。
- (2) ビジター用ICカードについては、いかなる場合も以前のポイント残高を移行することが出来ず、その場合の利用者の損害については、当倶楽部は一切の責任を負いません。
- (3) ICカードを再発行した場合、以前のカードは無効となります。
- (4) 無効となった以前のカードを当倶楽部が発見した場合、通知、催告を要せずして当倶楽部で処分出来ることとします。

第9条（登録事項の変更）

●会員カードの利用者において、登録の際の届出事項に変更が生じた際は、速やかに変更内容をフロントへお申し出ください。

第10条（不慮の事故による損害）

●天災等、本倶楽部の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害について、本倶楽部は一切の責任を負いません。

第11条（個人情報目的）

●会員カード利用者からいただいた個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外に使用することはありません。

- (1) 何らかの理由によりご連絡を取る必要が生じた場合
- (2) 本倶楽部のサービス案内
- (3) カードの再発行を行う場合

第12条(個人情報の提供について)

●会員カード利用者からいただいた下記の場合を除き、ご本人の同意がなく第三者に開示または提供しません。

(1)法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合

(2)施設内において事故等により保険会社に提供する場合

第13条(規約の改定)

●本倶楽部は必要と認めた場合、本規約の改定を行うことができます。尚、改定内容は全利用者様に適用されるものとします。

以上

株式会社 和幸 和幸カントリー倶楽部
〒573-0112 大阪府枚方市尊延寺835
TEL:072-896-1000